

### 13. 特定粉じん排出等作業

(1) 規制対象となる建築材料（特定建築材料）（大気汚染防止法施行令第3条の3）

石綿を0.1重量%を超えて含有している建築材料（特定建築材料）が規制対象となります。

レベル	特定建築材料の種類
レベル1	吹付け石綿
レベル2	石綿を含有する断熱材，保温材及び耐火被覆材
レベル3	石綿含有仕上塗材
	石綿含有成形板等

(2) 用語の定義等

用語	定義
建築物	全ての建築物をいい，建築物に設けるガス若しくは電気の供給，給水，排水，換気，暖房，冷房，排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む
工作物	建築物以外のものであって，土地，建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもの全て
建築物等	建築物及び工作物
解体等工事	解体，改造又は補修作業を伴う建設工事
特定建築材料	石綿を0.1重量%を超えて含有している建築材料
特定粉じん排出等作業	①特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業 ②特定建築材料が使用されている建築物等を改造し，又は補修する作業 ※石綿含有調査のためのサンプリングは対象外です。 (特定粉じん排出等作業の開始日は，特定建築材料の排出等に係る養生，除去等に係る一連の作業の開始日となります。)
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち，吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材，保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの
元請業者等	元請業者及び自主施工者

(3) 事前調査の実施（大気汚染防止法第18条の15）

建築物等の解体等工事を行う際には，石綿に関する事前調査の実施が必要です。

事前調査とは，建築物等の解体等工事を行う前に，当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査することをいいます。

#### ア 事前調査の対象

建築物等の規模によらず，すべての解体等工事に対して必要です。

事前調査は、解体等工事の元請業者等が行います。

#### イ 事前調査の方法

事前調査は、「設計図書等の書面による調査」と「現地での目視による調査」が必要です。

「設計図書等の書面による調査」及び「現地での目視による調査」により、石綿含有の有無が不明であった場合には、分析による調査が必要です。ただし、「石綿有り」とみなす場合には、分析による調査は不要です。

#### ウ 事前調査を行うことができる者(令和5年10月1日～)

建築物に係る事前調査は、令和5年10月1日以降に解体等工事に着手する工事については、「一定の知見を有する者(調査者等)」が行うことが必要になります。工作物に係る事前調査については、調査者等による事前調査は義務付けられません。

令和5年9月30日以前に着手する工事についても、可能な限り調査者等により事前調査を実施して下さい。

区分	一定の知見を有する者(調査者等)
建築物	登録規定 <sup>※1</sup> に規定する「一般建築物石綿含有建材調査者」 登録規定 <sup>※1</sup> に規定する「特定建築物石綿含有建材調査者」 上記の者と「同等以上の能力を有すると認められる者 <sup>※2</sup> 」
一戸建て住宅等	上記の者又は登録規定 <sup>※1</sup> に規定する「一戸建て等石綿含有建材調査者」

※1 登録規定：建築物石綿含有建材調査者講習登録規定

※2 「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、義務付け適用前までに、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても、引き続き同協会に登録されている者が該当します。

分析による調査については、石綿障害予防規則の規定により、「適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者」に行わせることが必要となります。

適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者	
1	厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
2	公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
3	一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
4	一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
5	一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定

	JEMCA インストラクター」
6	一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

#### エ 事前調査結果の記録等

元請業者等は、事前調査に関する記録を作成する必要があります。また、事前調査結果に関する記録は、解体等工事が行われている間、工事現場に備え置く必要があります。作成した書類は、解体等工事の終了後、3年間保存が必要です。

また、元請業者は、事前調査結果を発注者へ書面で説明する必要があります。報告書面は、解体等工事の終了後、3年間保存が必要です。

事前調査の結果等は、解体等工事が行われている間、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示することが必要です。

#### <事前調査に関する記録 記載事項>

<ul style="list-style-type: none"> <li>①解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>②解体等工事の場所</li> <li>③解体等工事の名称</li> <li>④解体等工事の概要</li> <li>⑤事前調査を終了した年月日</li> <li>⑥事前調査の方法</li> <li>⑦建築物等の設置の工事に着手した年月日</li> <li>⑧建築物等の概要</li> <li>⑨改造又は補修するときは、対象となる建築物等の部分</li> <li>⑩分析による調査を行った箇所</li> <li>⑪分析による調査を行った者の氏名及び所属に関する機関又は法人の名称</li> <li>⑫各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠</li> <li>⑬書面による調査及び目視による調査を行った者の氏名（※令和5年10月1日から必要）</li> </ul>
---

#### <発注者への書面説明 記載事項>

<p><b>【共通事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事前調査の終了年月日</li> <li>②事前調査の方法</li> <li>③事前調査の結果</li> <li>④事前調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣の定める者に該当することを明らかにする事項（※令和5年10月1日から必要）</li> </ul>
--

<p>【吹付け石綿，石綿を含有する断熱材，保温材及び耐火被覆材の場合】</p> <p>⑤特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積</p> <p>⑥作業の種類，実施期間及び方法</p> <p>⑦建築物等の概要，配置図及び付近の状況</p> <p>⑧特定工事の工程の概要</p> <p>⑨元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>⑩下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>⑪大気汚染防止法第18条の19に規定する作業方法で行わない理由</p>	<p>【石綿含有仕上塗材，石綿含有成形板等の場合】</p> <p>⑤特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積</p> <p>⑥作業の種類，実施期間及び方法</p> <p>⑦特定工事の工程の概要</p> <p>⑧元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>
--	--

<事前調査結果等の掲示 記載事項>

<p>①解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名</p> <p>②事前調査終了年月日</p> <p>③事前調査の方法</p> <p>④事前調査の結果</p> <p>⑤解体等工事が特定工事に該当する場合は，特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類</p>
---

オ 事前調査結果の県等への報告(令和4年4月1日～)

元請業者等は，一定規模以上の建築物等の解体等工事について，石綿含有建材の有無にかかわらず，事前調査結果の県等への報告が必要です。

報告は，原則として電子システム(石綿事前調査結果報告システム)を利用して行って下さい。電子システムを利用できない場合には，報告書(様式第3の4)の提出により行うことも可能です。

区分	事前調査結果の報告が必要な一定規模以上の工事
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体部分の床面積合計が80平方メートル以上の解体工事</li> <li>・請負代金の合計が100万円以上の改造又は補修工事</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負代金の合計が100万円以上の解体，改造又は補修工事</li> </ul>

- ・対象となる工作物は，反応槽，加熱炉，ボイラー及び圧力容器，配管設備(建築物に設ける給水設備，排水設備，換気設備，暖房設備，冷房設備，排煙設備等の建築設備を除く)，焼却設備，煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)，貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)，発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)，変電設備，配電設備，送電設備(ケーブルを含む)，トンネルの天井板，プラットホームの上家，遮音壁，軽量盛土保護パネル，鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。(令和2年10月7日環境省告示第

77号)

- ・解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。
- ・請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まませんが、消費税及び廃棄物処理費用を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

<事前調査結果の報告事項>

- |  |
|--|
| <p>①解体等工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②解体等工事の場所</p> <p>③解体等工事の名称</p> <p>④解体等工事の概要</p> <p>⑤解体等工事の実施の期間</p> <p>⑥解体等工事が特定工事に該当するときは、特定粉じん排出等作業の開始時期</p> <p>⑦建築物等の設置の工事に着手した年月日</p> <p>⑧建築物等の概要</p> <p>⑨解体の作業の対象となる床面積の合計</p> <p>⑩解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計</p> <p>⑪事前調査を終了した年月日</p> <p>⑫書面による調査及び目視による調査を行った者の氏名（※令和5年10月1日から必要）</p> <p>⑬分析による調査を行った箇所</p> <p>⑭分析による調査を行った者の氏名及び所属に関する機関又は法人の名称</p> <p>⑮各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠</p> |
|--|

(4) 作業基準等（大気汚染防止法施行規則第16条の4）

ア 作業計画の作成及び作業の実施等

特定工事の元請業者等は、作業開始前に、以下の作業基準を踏まえた作業計画（p56）を作成し、当該計画に基づき作業を行わなければなりません。

また、元請業者等は、特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる事項（p56）を表示した掲示板（大きさA3以上）を設けなければなりません。

<作業基準：大気汚染防止法施行規則別表第7>

	作業の種類	作業基準
①	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業 (②又は⑤の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設けること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z8122 に定める H E P A フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>

②	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの (⑤の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
③	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業 (⑤の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。)</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。 この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
④	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の右欄において「石綿含有成形板等」という。)を除去する作業(①の項から③の項まで及び⑤の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料(ハに規定するものを除く。)を除去することが技術上著しく困難なとき、又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの(石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種)にあつては、イの方法に</p>

		<p>より除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。</p> <p>この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
⑤	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
⑥	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断、又は破碎により除去する場合は①の項右欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は②の項右欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、①の項右欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>



<作業計画 記載事項>

- ①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②特定工事の場所
- ③作業（特定粉じん排出等作業）の種類、実施期間及び方法
- ④特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ⑤特定工事の工程の概要
- ⑥建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ⑦元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑧下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

<作業に係る掲示板 記載事項>

- ①特定工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②届出対象特定工事の場合、届出年月日及び届出先
- ③特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ④特定粉じん排出等作業の実施方法
- ⑤特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所

(5) 特定粉じん排出等作業実施届出（大気汚染防止法第18条の17）

吹付け石綿、「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」を使用した建築物等を解体、改造、又は補修する作業は、特定粉じん排出等作業実施届出の対象となります。

届出は、解体等工事の発注者が、特定粉じん排出等作業の開始14日前までに行う必要があります。

(6) 作業結果の記録等（大気汚染防止法第18条の23）

ア 作業完了後の確認

元請業者等は、石綿の除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者（石綿作業主任者等）に、当該確認を目視により行わせなければなりません。

イ 解体等工事に係る作業結果の記録等

元請業者等は、作業結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

また、元請業者は、発注者に対し作業結果を書面で報告し、その写しを3年間保存しなければなりません。

<作業結果記録 記載事項>

- ①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ②特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - ③下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - ④特定工事の場所
  - ⑤作業の種類及び実施した期間
  - ⑥作業の実施状況
  - ⑦特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了を確認した年月日、確認の結果、並びに確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを証明する書類の写し
- 【作業の場所を他の場所から隔離して、作業を行ったとき】
- ⑧負圧の状況の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認をした者の氏名
  - ⑨集じん・排気装置の正常な稼働を確認した年月日、確認の方法、確認の結果及び確認をした者の氏名
  - ⑩隔離を解く前の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認をした者の氏名

<作業結果報告 記載事項>

- ①作業が完了した年月日
- ②作業の実施状況の概要
- ③特定建築材料を除去し、囲い込み、又は封じ込める作業の完了の確認を行った者の氏名及び当該者が特定粉じんに関する知識を有する者に該当することを明らかにする事項